

00232

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百五十七號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取市舊市區農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月十六日

鳥取縣知事 西尾 愛治

一、昭和二十二年八月十八日より
同年八月二十一日まで

昭和二十二年八月十六日
外

土曜日

本報ノ大キサハ規定欄ニ示ス

00232

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ルハ空日)

昭和二十二年八月十六日 外

昭和四年四月十五日 (第三種郵便物認可)